

戦後青森県の民選知事 ①

津島文治知事 (1947～1956年)

藤 本 一 美

<目次>

1. はじめに ― 問題の所在
2. 初期の経歴
 - (1) 家系と学歴
 - (2) 金木町町長
 - (3) 県会議員
 - (4) 衆議院議員当選辞退
3. 青森県知事時代
 - (1) 知事一期目
 - (2) 知事二期目
 - (3) 知事三期目
4. 衆議院および参議院議員時代
 - (1) 衆議院議員時代
 - (2) 参議院議員時代
5. おわりに ― 「政治家」津島文治の評価

1. はじめに ― 問題の所在

一般に、県知事という職は県を統括し、これを代表する独任制の執行機関であって、それは、地方公務員法が適用されない特別職の地方公務員であり、日本国憲法下では、「地方公共団体の長」と位置づけられている。知事は、議決機関である地方議会の議員と同じく、住民の直接選挙によって選出される。それゆえ、県議会と知事とは対等の関係にある、といわれている。

県知事の権限は、強力でかつ範囲も広い。地

方自治法の下では「首長制（大統領制）」が採用され、知事と県議会との関係についても、大統領制下における大統領の権限に類似している点が少なくない。実際、知事の主要な権限を列举するならば、議会を解散する権限、条例案に対する拒否権、予算の調整と執行、人事権、地方税の賦課、専決処分権限、議案の提案、会計の監督、および組織に関する総合調整権など、広範囲におよんでいる。

戦前の日本においては、県知事はすべて「官選」によるものであった。しかし、日本が第二次世界大戦で敗れた後、連合国占領下における「民主化」の一環として1946（昭和21）年9月、府県制および東京都制が改正され、知事を住民の直接投票で選挙する「公選制」が導入された。最初の公選による知事選挙は、1947（昭和22）年4月5日に行われ、それは、改正された道府県制および東京都制に基づくもので、1ヵ月後の5月3日、日本国憲法と地方自治法が施行されるや、4月に公選された知事は、そのまま地方自治法による県知事に移行した。

青森県における第一回目の民選による知事選挙には、4名が立候補し、その中で、民主党・津島文治、自由党・小笠原八十美、および社会党・大沢久明の3名は、前年に手にしたばかりの衆議院議員の座を投げ打って出馬した。特に、保守政界を代表する衆議院当選四期目の小笠原と当選二期目の津島との対決は激しく、選挙の

結果は、津島が17万7,818票、そして小笠原が15万3,124票を獲得、津島は2万4,694票差で小笠原を破り初の民選知事となった。津島文治49歳の時である。津島は、青森県の初代公選知事に当選した以降、連続三期9年2ヵ月間という長期にわたって知事の座に君臨することになる（『本県の初代民選知事 津島文治』『青森20世紀の群像』〔東奥日報社、2000年〕、204頁）。

津島文治は1898（明治31）年1月20日に青森県の金木町に生まれ、津軽地方の大地主であった貴族院議員・津島源右衛門の三男坊で、作家の太宰治（本名は津島修治）の実兄でもある。文治は早稲田大学政経学部を卒業後、1925（大正14）年から金木町町長を一期、また、1927（昭和2）年から県議会議員を二期務め、その後、1937（昭和12）年、衆議院選挙に出馬・当選した。だが、選挙違反の責任をとって辞退。戦後、1946（昭和21）年、衆議院議員に当選したものの、翌1947（昭和22）年、初代民選知事選に転出して当選、これを三期9年余務めた。県知事を辞任した後の1958（昭和33）年から衆議院議員を二期務めたが、三期目に落選。1965（昭和40）年、参議院議員に転出するも、二期目半ばの1973（昭和48）年5月6日、在任中に死去した。

県知事時代の津島文治は、進駐してきたGHQとの折衝、戦災都市青森市の復興、食糧増産、リンゴ産業の振興、地方財政の確立、民生の安定、さらに新教育制度の実施など多くの難題に直面した。しかし、津島知事は独特の政治手腕によってこれら問題を処理し、いわゆる「津島時代」を現出した（工藤睦男「津島文治」『青森県人名事典』〔東奥日報社、1990年〕、603頁）。

これまで、津島文治知事については、頑固だ、潔癖すぎる、狭量だ、人物に好悪偏愛の情があり過ぎる、また“遠慮深謀型の選挙上手”だという批判がある一方で、人間として清廉潔白で、

理性的で、かつ知性派でユーモアもある、“誠実な政治家”であった、との評価がある（小坂甚義「闘志・情熱・勇気」『清廉一徹』〔筑摩書房、1974年〕、87～89頁）。

例えば、県会議員時代に津島知事と議会で激しくやりあい、後に社会党の衆議院議員となった米山内義一郎は、津島を「先生は本県政治家の中で最も理性的な尊敬すべき異例の存在である」、と記しているほどである（同上、68頁）。また、『青森県議会史』は、その中で退陣した津島知事を以下のように褒め称えている。

「津島知事は隠忍に隠忍を重ね、あらゆる悪条件の中に、新しい青森県の基礎工作に全努力を捧げ、後進性を脱却すべく戦い続け、幾度倒れては立ち上がり、七転八起、9年2ヵ月の難行苦行は、面壁9年の今様達磨太子ともいおうか、まことにその面貌は額広く眼光鋭く、痩せた達磨さまに、さも似た感じの持ち主津島知事だった」（『青森県議会史 自昭和28年～至昭和35年』〔青森県議会、1960年〕、40頁）。

本稿の課題は、以上の認識を踏まえて、戦後青森県における初の民選知事として名をはせた津島文治の政治経歴を論じるものである。論述は第一に、津島初期の経歴を時系列的に紹介する。第二に、県知事時代の津島の政治的課題について述べる。第三に、衆議院および参議院議員時代の津島の政治活動を論じる。その上で、最後に、「政治家」津島の評価を試みたい。本稿では、主として県知事時代の津島に焦点をあてているものの、政治家としての津島を理解するために、知事引退後の衆議院および参議院議員時代の政治的動向にも言及している（筆者は1944年、青森県は津軽の五所川原市に生まれ、20歳まで青森県に住んでいた。その後上京、明治大学の学部と大学院で学び、以来50年間、国立国会図書館と専修大学では米国および日本の現代政治の動向分析に関わってきた。しかし、2014年3月、専修大学を定年で退職して故郷に帰って見て、如何に自分が青森県の政治

動向に疎かったかを反省した。そこで、引退した身ではあるが、遅まきながら戦後青森県の歴代民選知事を研究対象として取り組むことを決意した次第である。なお、本稿はすでに、筆者が『専修法学論集』に連載中である「戦後青森県政治史序説」①～③〔120号～122号（2014年3月～11月）〕の姉妹編的役割を担っていることを付記しておきたい。

2. 初期の経歴

(1) 家系と学歴

津島文治の弟で“無頼派作家”として著名な太宰治は、戦後『新文芸』（1946年6月号）に随想「苦悩の年鑑」を発表し、その中で津島家の家系について以下のように、記述している。

「私が生まれた家には、誇るべき系図も何もない。どこからか流れて来て、この津軽の北端に土着した百姓が、私たちの先祖なのに違いない。私は、無智の、食はずの貧農の子孫である。私の家が多少でも青森県下に、名を知られはじめたのは、曾祖父惣助の時代からであった。その頃、例の多額納税の貴族院議員有資格者は、一県に45人くらいのものであったらしい。曾祖父は、そのひとりであった。……私の家系には、ひとりの思想家もいない。ひとりの学者もいない。ひとりの芸術家もいない。役人、将軍さえいない。実に凡俗の、ただ田舎の大地主というだけのものであった。父は代議士にいちど、それから貴族院にも出たが、別段中央政界において活躍したという話も聞かない。この父は、ひどく大きい家（斜陽館）を建てた。風情も何も無い。ただ大きいのである」（相馬正一『太宰治の原点』〔審美社、2009年〕、19～20頁。文章は現代文に直している。（ ）内は引用者、以下同様。なお、津島家の家系図については、太宰研究の第一人者である相馬の同書10頁以下に詳しい）。

確かに、津島家の家系は太宰が述べているように、先祖がどこから来たのか一切不明である。

1896（明治29）年、当時63歳であった曾祖父・惣助が金木町の菩提寺である、南台寺智現和尚の協力を得て『津島家歴史 全』という和綴じの由来書を作成した。そして翌年、惣助は青森県の多額納税者名簿の第12位にランクされ、貴族院議員の互選資格を手に入れた。だから、家系とは無関係に津島家は発展したことになる。津島家には。家系図がなかっただけでない、いわば津軽という東北北端の田舎大地主にすぎなかった。例えそうだとすると、津島家は250町歩を抱える津軽地方の大地主で、600坪の敷地に赤い屋根の大邸宅が創設された明治40年までに父親の源右衛門は青森県の高額納税者番付で第4位までに躍進し、金木町ではいわば“殿様”扱いされていた（秋山耿太郎・福島義雄『津軽家の人びと』〔筑摩書房、2002年〕18頁以下参照、『日本の近代 猪瀬直樹著作集4 ビカレスク』〔講談社、2003年〕、71～76頁）。

このような津島家の背景を踏まえて、太宰治研究家の第一人者である相馬正一は、「太宰の生家は明治維新後に金貸し業で急激に膨張した成り上がりの新興財閥だった」、と断言している（相馬正一、前掲書『太宰治の原点』、11頁。相馬はあとがきで、「戦時下の太宰は……外なる政友会（言論・思想・結社を弾圧するファシズム体制）と内なる政友会（家長の監視・干渉）の板挟みに遭いながらも、最後まで反俗を貫いて生きた」と論じる。だが、後半の説明はやや納得できかねる。何故なら、太宰は一体誰の庇護の下で、多額の金銭を送られて小説を書くことができ、また多くの不始末を処理してくれたのか。そうした視点が欠落している）。

津島文治は源右衛門の三男で、太宰治は文治より11歳下の六男である。源右衛門は妻タネとの間に11人の子供を設けたものの、その多くを早くに亡くしている。津島家は、津軽地方の大地主であった一方で、曾祖父・惣助が北津軽郡会議員、また、父親・源右衛門が衆議院および貴族院議員になったことから明らかなように、津島家は代々いわば“政治家一家”でも

あった。だから、文治は、父の源右衛門から政治家としての手ほどきを受けるべく、「早稲田で大隈侯の弁舌できたえてこい」、といわれて上京した経緯がある（猪瀬、前掲書『ピカレスク』、33頁。鎌田慧は「津島家は源右衛門の先代惣助の代から政治好きだった」、と指摘している〔鎌田慧『津軽・斜陽の家—太宰治を生んだ地主貴族の光芒』〔講談社、2003年〕、46頁）。

父親の源右衛門は、津島家の婿養子である。源右衛門は、1871（明治4）年に西津軽郡木造村の松木七衛門の4男永三郎として出生、1888（明治20）年、金木村の津島家の婿養子となり、娘のタネと結婚、以後、津島家の稼業である金貸しと地主業に精励した。永三郎は22歳の折の1893（明治25）年、津島家ゆかりの“源右衛門”に改名、1895（明治30）年には金木銀行を創業し頭取となり、そして1898（明治33）年、祖父惣助の隠居により家督を継いだのである。

銀行を設立し、大地主となり、家の通称も「ツソウ（津島惣助）」から「ヤマゲン」と改称し、金銭的に余裕のできた源右衛門は政界に進出する。1899（明治34）年、県会議員の補欠選挙に立候補して当選、以後6年半県会議員を務めた。そして1902（明治37）年には、青森県内の多額納税者番付で第4位に躍進、所有する田畑は250町歩に達した。その後、1910（明治45）年、源右衛門は第11回衆議院議員・総選挙で立憲政友会から立候補して当選、1916（大正5）年には貴族院議員にまで上りつめたが、1923（大正12）年、53歳で死去する。時に文治は、早稲田大学を卒業したばかりの26歳で若輩ながら、津島家の家督を継ぐはめになった（木下呉「津島源右衛門」、前掲書『青森県人名事典』、438頁）。

先に述べたように、衆議院議員であった源右衛門は、保守派の政治家として大成させるべく文治を早稲田大学政経学部に通わせていた。し

かし、文治は源右衛門の長男でなく、三男であったから、東京遊学中は若旦那風に義太夫に凝って、レコードばかりか三味線まで買い求めて血道をあげ、その一方で、劇作家を目指し、一幕物の戯曲「奪い合い」まで執筆していた。だが、兄たちが亡くなり、若くして津島家の家督を継ぐことになった文治は、劇作家への道を断念する（鎌田、前掲書『津軽・斜陽の家』、172頁。文治の長男康一は、政治はやらないといって、演劇家となった。劇団俳優座養成所の康一の同期に、仲代達矢がいる）。

文治が生まれたのは、1896（明治31）年1月20日で、父源右衛門が25歳の時の子供である。地元の明治高等小学校を卒業した後、五所川原農学校畜産科に入学して卒業、その後上京、東京中学を経て、早稲田大学政経学部に通った。社会派のルポライターとして著名な鎌田慧は、文治が政治家となるに至った背景を次のように記している。

「文治はこのころ、政治家になるなど毛頭考えることもなく、政治評論家か劇作家として身をたてようとしていた。ところが、あたかも大学を卒業した翌日の3月4日、源右衛門は、前年暮れからの流行性感冒を悪化させ、53歳の若さで急死した。……津島家の存在の重さが、一挙に26歳の文治の双肩にかかってきた。これがその後の彼の人生を決定した」（鎌田、前掲書『津軽・斜陽の家』、31頁。文治は、学生時代の時23歳で結婚している。相手は、旧黒石藩の士族で名門岡崎家の娘れいで17歳。夫婦は一男〔康一〕、二女〔陽、滋〕をもうけた）。

（2）金木町町長

津島文治が「政治家」として初めて務めたのは、金木町の町長である。早稲田大学を卒業した2年後の、1925（大正14）年10月10日、町長に選出された。文治27歳の時で、東京の大学を出て、弁がたち、若く、しかも毛並のいい

青年町長の誕生であった。

貴族院議員だった父源右衛門の側近で、県会議員の傍島征之助や、金木町収入役の外崎健助らがお膳立てし、文治を町長にかつぎ上げたのである。当然のことながら、津島家の周囲の人たちは、文治が源右衛門の跡を継ぎ、将来の中央政界進出に備えその足掛かりをつくっておこう、という狙いがあった（秋山・福島、前掲書『津軽家の人びと』、97頁）。

当時の金木町は、町とはいっても、街並の体をなしていたのは、大字（おおあざ）金木のうち、中央部、県道沿いの一部ぐらいで、その他の集落は普通の農村そのものにすぎなかった。町の概況は人口約5,200人、戸数約800戸、年間予算は約5万円程度であった。文治が町長に就任した当時、1912（大正2）年の大凶作に続いて、1914（大正6）年と18（大正10）年と続いた凶作のため、農家の経済は著しく疲弊、また商工業もその影響をうけて、営業状況は芳しくないときであった（工藤愛助「金木町長時代の先生」、前掲書『清廉一徹』、171～172頁）。

文治が町長に就任後の最初の町議会は11月17日の午後1時に開会、その席上、町の長老で町長・助役を務めた高橋良三郎・議員は、次のように文治をたたえて、要望している。「この町の現状から救える人は、最新の政治経済学を修めた、新進の津島町長のほかに、適当な人がいない。我々の時代にこれをなし得なかったことは、残念であり、かつ申し訳ないことであるが、郷土再興のため尽力して欲しい」（同上、175頁）。

津島文治・町長が行った仕事は、一般行政の掌握のほかに、主として経済復興および町の基礎作り対策の検討であった。新町長は一般の住民との対話を特に好んだといわれ、その理由を文治自身「自治行政は、住民との対話から始まる素朴な行政である」からだ、と語っている（同上、174頁。新任町長は大地主の若旦那とは思いな

いほど腰が低く、気さくにだれでも話しかけた。若い書記の入営壮行会に自ら腕をふるってカーレイスをつくるぐらいだから、親しみやすい町長だったようだ（秋山・福島、前掲書『津軽家の人びと』、98頁）。

（3）県会議員

津島文治は金木町長を約2年務めた後、1927（昭和2）年9月25日、県会議員に転出、当選している。立憲政友会（以下、政友会と略す）所属の若干29歳という若い県会議員であった。文治が獲得した票数は3,411票で、北津軽郡では最高得点であった。当時の新聞は、文治のことを「最年少県議」、「新しいゼントルマン」、および「貴公子」と書き立てた。文治が県議選へ出馬するにあたって、町長選の時と同じく、父源右衛門の側近の取り巻き連中がしっかりとお膳立し、担ぎ出したのはいうまでもない。文治は、この県議会議員を4年の間において二期務めている（秋山・福島、前掲書『津軽家の人びと』、98頁）。

今回の選挙から「普通選挙制」が導入された結果、有権者数はこれまでの倍以上に増大した。ただ、津島家の小作人は290戸もあり、それをがっちり固めてさえおけば、有力な基礎票となった。それに加えて、津島家には十分なカネもあったし、津軽地方での大地主という強みもあった。さらにこの選挙には、文治の母校・五所川原農学校の福士幸次郎校長を初めとして、学校挙げて応援に回ってくれたのも大きかった（同上、100～101頁）。

最年少議員として当選した文治は、1927年（昭和2）年の県議会での初質問において、「農学校教育を充実させるべし」と述べたが、地元の日東日報は文治のことを「天晴れての雄弁家、県議会の近衛候」と持ち上げている。翌年1928（昭和3）年11月の県議会において、文治は次のような演説をぶっており、彼の思想的立場の一端を知ることができる。

「今日の思想界の動揺は、甚だしく、今にしてこれを防止しなければ、その弊害の及ぶところ憂慮すべきものがある。……それには、神職、神官をして、大いに活躍させる必要がある。思想善導をはかるには、最も愛国心の強い、学徳のある神官を選んで大いに活動させるのでなければ、一片の県令をもってしては、不可能だと思ふ」(同上、102頁)。青森県選出の社会党・衆議院議員であった淡谷悠蔵の回顧談によれば、最年少の津島県議は本会議での質問演説のなかで、マルクス、エンゲルスの例を引き出し、一躍インテリ青年議員として有名になった、という〔秋元良治『知事交渉十五年 ― 対決の旋律』〔北の街社、1987年〕、129頁〕。

この年、青森県では共産党の大検挙、いわゆる“3・15事件”があり、特高警察が設置された年であった。だから、文治は天皇を頂点とする家父長制度に支えられてこそ、大地主の地位も安定であり、それを脅かす無産運動や左翼思想は、早いうちに摘み取っておかねばならず、そのために、国家神道の力を借りることだ、と考えたのかも知れない(同上)。

1931(昭和6)年は、県議会議員改選の年であった。政友会県支部は6月、新しい県支部長に満場一致で文治を推薦した。政友会の面々は、「弁のたつ若きゼントルマン」、「毛並のよいカネもち」の文治を先頭に担ぎだし、その上で、9月の県議会選挙を戦いぬこうと考えていた。

しかし文治は、「一兵卒が一躍大将になったところでどうなるものでもない」として、この申し出を受けつけなかった。政友会の方では、交渉委員を金木町に派遣、文治を口説き落そうとした。だが、文治は「若輩ものですから」と強く固辞した。それに加えて、文治は県議会議員選への立候補要請も蹴ってしまった。出馬すれば、連続2期当選は間違いなかった。ただ、4年後の1935(昭和10)年には、固辞していた県議会議員選に出馬・当選し、1937(昭和12)年4月29日まで2年間、県議会議員を務め

ている。現職の県会議員でいるほうが次のステップの足掛かりになる、と考えたのでであろう(秋山・福島、前掲書『津島家の人びと』、123~124頁)。

(4) 衆議院議員当選辞退

津島文治は20代で町長に当選し、そして30代で県会議員になった。そこで次なる目標は、40代で衆議院議員になることだった。1937(昭和12)年3月末、林銑十郎内閣が衆議院を解散、4月30日、総選挙が行われることになった。県議会議員として順調に歩んでいた文治は、いち早く出馬の動きを見せた。

ただ、政友会内では有力候補者が乱立し、公認候補者が決まらないまま選挙戦は自由競争の形で進んだ。最終的に4月半ばに、現職の工藤十三雄と新人の津島文治を青森県第二区の公認にすることに決定、選挙は定員3議席に対して9人が立候補するという乱戦となった(同上、132頁)。

選挙の結果、文治は1万1,083票獲得して第二位で見事に当選した。しかし、投票日の10日前ごろから津島派の大きな買収(「いわゆる「三竹小便事件」」)が発覚、文治も検挙されて自宅から五所川原署に連行された。選挙違反に問われたのである。福士重太郎・署長じきじきの尋問となり、五所川原署に勾留されたまま投票日を迎えるという異常事態となった。文治は留置場で当選不承書と県会議員辞任届を書き、家族に提出するように伝え、それは5月8日に提出された。“熟慮に熟慮を重ねてきたが、どうしてもこの際辞任しなければならない”、それが文治の言い分である(高橋興「津島代議士当選辞退」、前掲書『青森県人名事典』、602頁。鎌田、前掲書『津軽・斜陽の家』、280頁)。

衆議院議員の当選辞退は、わが国の憲政史上で例がなかったばかりでない。当選辞退により、反対党の候補者が繰り上げ当選という重大な出

来事をもたらし、政界に一大センセーションを巻き起こした。結局、この選挙違反事件は、罰金2千円、10年間の公民権停止という重い罰となって決着した。文治自身が事件を争わず、事実を全部認めたからである（福士重太郎「父子二代・栄光の歩み」、前掲書『清廉一徹』、33頁）。

こうして津島文治は、わずか数日のみで、衆議院議員の身分を捨てたのである。この時、文治には「辞退居士」というあだ名が付されている。文治はその後敗戦までの足かけ8年間、衆議院議員だけでなく、金木銀行頭取、北津軽郡青年団長、西北畜産利用組合長など、ほとんどあらゆる公職から退き、自宅で蟄居・雌伏している。そのため、戦後になって占領軍からの「公職追放（パージ）」を免れることができた（鎌田、前掲書『津軽・斜陽の家』、283～284）。

それでは、戦時中、津島文治は一体何をしていたのであろうか。日本が戦争に入ってから、文治にとって身体は静養中であり、かつ精神修養の時期でもあった。要するに、文学、政治関係の本を購入し読書三昧の生活を送り、そのかわり、養鶏事業や趣味の弓道の練習に専念していた（秋元、前掲書『知事交渉十五年－対立の旋律』、105頁以下参照）。

この当時、金木の小学校訓導で、文治の長男康一に論語を素読していた外崎美智雄は、文治から『国体の本義』という本を読まされ、「まるで試験をされているようだった」と述回している。だから、文治はこの期間を、政治家として再起するために知識を充電することに充てていたのだと、といってよい（秋山・福島、前掲書『津島家の人びと』、136～137頁）。

文治自身は健康がすぐれず、しかも結核の疑いもあったので、兵隊には取られなかった。しかし、本人はこれをひどく気に病み、「兵隊さんがお国のために働いているのに、自分たちはこんな生活をしているのは申し訳ない」、これ

が文治の口癖だったという（同上、146頁）。

文治は、今度の戦争で“日本は負ける”とはっきりと断言していた。というのも「米国に比べると飛行機は蚊の唸る位で、油がなくて松根油をとって、仮に間に合うにしても、軍艦はミッドウェーの海戦でやられてるっていうし、このあと何で戦いしよ」と述べるなど、文治はこの戦争が米軍の物量作戦にかなわない、ことを早くから認識していた（傍島正守「人間性を磨かれた“雌伏十年”」、前掲書『清廉一徹』、210頁）。

3. 青森県知事時代

(1) 知事一期目

1945（昭和20）年8月15日、日本は戦争に敗れ、新しく出直すことになった。戦争中、大政翼賛会一本に抑えられていた政党が次々と結成され、来るべき総選挙に備えていた。津島文治は、幣原内閣の与党日本進歩党に入党、この年12月、県支部長に選ばれた。文治は「天皇を中心とした国体を擁護し、私有財産制を守らねば」と考え、戦後合法化され勢力を伸ばしてきた共産主義勢力を地主の一人として恐れていた、といわれる（秋山・福島、前掲書『津島家の人びと』、157頁）。

戦後初めての衆議院議員・総選挙は、翌1946（昭和21）年4月10日に実施された。今回から選挙法が改正され、一県一区、定数7名で連記制が採用され、一人で二票投じることになった。女性にも参政権が付与され、青森県の有権者数は50万2,981人に増えた。津島文治は3万2,751票を得て第六位に滑り込み、父親源右衛門に続いて、晴れて衆議院議員に当選、国会の赤じゅうたんを踏むことになった。この時、文治は48歳になっていた（拙稿「戦後青森県政治史序説－①（1945年～1948年）」『専修法学論集』第120号〔2014年3月〕、282頁）。

そして、翌1947（昭和22）年4月5日、県知事選挙が行われる運びとなった。初の民選選挙となった知事選挙には、進歩党から民主党に看板を変えた党青森県支部長の津島文治、自由党青森県支部長の小笠原八十美、社会党青森県連委員長の大沢久明、および白瀬潤次郎の四名が立候補した。白瀬を除けば、上記の三名はいずれも前年の1946年の総選挙で当選した現職の衆議院議員たちで、衆議院議員の職を辞しての立候補は初代民選知事選への期待の大きさを物語っていた。選挙結果は、津島が17万7,818票を獲得し、次点の小笠原に2万4,697票の差をつけ、初の公選知事の栄冠を勝ち取った。なお、投票率は全体が77.39%で、男性83.34%、女性72.05%と思いのほか高く、県民の知事選挙に対する注目の高さが伺われる（同上、295頁）。

本稿の冒頭でも述べたように、従来、知事は官選だった。だが、戦後の民主化により、有権者の選挙でもって選出されことになった。初代民選知事の座、それは、当時の地方政治家にとってのどこから手がでるほどほしい、栄冠のようなものだった。だから、県内の各政党から、衆議院議員の経験の有する大物政治家たちも、この栄冠を獲得しようと揃って出馬した。文治もまた、前年当選したばかりの衆議院議員の職を辞して、結党間もない自由党に移り有力候補者として立候補、知事の座を手にいれたのである（秋山・福島、前掲書『津島家の人びと』、162頁）。

ちなみに、この選挙は、津軽の津島と南部の小笠原の対決ともいわれ、「津島は自分の財産を売って金を使えば、小笠原は中央から金を集めてきたバラまいた」という（木村良一『青森県知事選挙』〔北方新社、1998年〕、34頁）。

その事実はまた、いわゆる“津軽選挙”として知られる金権選挙の一端をはしなくも示していた。当選した津島は金木町の自宅において、当選の喜びと今後の抱負を次のように語った。

「今度の選挙は小笠原氏を相手に政治生活の一切をかけた戦いでした。幸い県民多数の御支援を得て当選の栄冠を得たことは真に感謝にたえません。今後は公僕として最善をつくし御期待に報いるように努めます。先ず当面の問題としては何といても食糧問題でこの解決には最善の努力を傾けたいと思っている」（『東奥日報』1947年4月7日）。

5月14日、青森市の県立工業高校で行われた知事の就任式挨拶において、津島文治は「民選知事として責任を感じるとともに、県民の協力を願い、若い青森県建設に、真に青森県のために民主政治を県民とともに図りたい」と宣言した。それはまた、新しい地方自治法の下で始まった“民主的県政”の宣言でもあった（前掲書「本県初の民選知事 津島文治」、204頁）。

だが、津島知事の高邁な決意にも関わらず、当時の県政は混頓としていた。実際、食糧難、住宅難が人々の生活を直撃し、しかも、それを解消するだけの財源を欠いていた。また、何を実行するにしても、進駐していた青森軍政部に出かけて伺いを立てなければならなかった。その上、県内各地の農村では、「供給米」出庫の拒否が続いた。その一方では、GHQの指令で、自作農の創設などを目的とした「農地改革」が進んでいた（秋山・福島、前掲書『津軽家の人びと』、170頁）。

新憲法に基づく地方自治法の発足により、県財政はその規模、制度、および内容において大きな変革を余儀なくされた。最も大きな障害は財政不足であり、そのため、津島知事は、大きな困難に直面し、ついに任期途中で辞任に追い込まれた。

1947（昭和23年）年5月、初代の民選知事として就任した津島文治は、知事に就任以来、行政の科学性を掛け声で県に企画室を設置、また、県内農業の実態調査、電力事情の調査、水産、

地下資源開発に着手する一方、県費を投入して資本金1億5,000万円のリンゴ振興会社を設置するなど、リンゴ産業の改革を促進してきた。実際、津島県政の3ヵ年間は、大きな業績を上げてきた、といってよい。しかし、津島知事はドル箱であるリンゴ税の廃止により、県が赤字財政へと転落することになり、その責任をとって退陣を余儀なくされる。

1950（昭和25）年3月25日、地方税税制審議会は県財政の“ドル箱”であったリンゴ取引税を不許可とした。理由は、リンゴ取引税が法定外独立税で、「内国関税」だとみなされたのである。津島知事は、税制審議会に代わった地方財政委員会に税復活の望みをつないだ。だが、同委員会の動きは知事側に有利に展開しなかった。そこで9月3日、津島知事は県内リンゴ関係四団体との交渉を最後にリンゴ税復活の希望を捨て去り、在職3ヵ年で初代民選知事の座を退く決意をしたのである（『東奥年鑑 昭和26年版』〔東奥日報社、1956年〕、64頁）。

津島知事は9月28日に開催された自由党県大会において、「任期中に自分の進退の影響する事態が生じれば、辞任する決意であった」とした上で、過去の供米空事件、アラブ事件、およびリンゴ税問題を取り上げ、次のように辞職の理由を述べた。「過去三年において県が徴収してきたリンゴ税の総額は4億4千万円に達し、これによってあらゆる施策を行なってきた。私がお日何らかの治績を納めたと批判されるならばこの税源によるものであった。従って今春地方税税制審議会においてリンゴ税が否決された際も復活を決意、この財源を見込んで25年度事業計画予算を編成し県民の要請に応えようとした。しかるにその後、リンゴ関係四団体と折衝の結果全面的な反対にあい、再度県内の争いを中央に持出す愚をさけるため打切りを決意した。これによって公約の大半が失われ、私がこ

の事態を見通し得なかった政治的不明が明らかになった。前に述べた信条とこのような経緯から私はこの際辞職した責任を明らかにすべく決意した」（同上、64～65頁）。

津島知事の辞職決意は、開催中の第9回県議会臨時会で具体化し、9月28日付けで辞表が提出され全会一致で承認された。こうして、第一期の津島県政は三年でピリオドが打たれることになった。

（2）知事二期目

津島知事が辞任した後、後任の知事選挙をめぐって、県内の各党は活発な動きを示した。知事の与党である自由党はあくまで津島の再出馬を促し、10月9日、党議をもって候補者に決定、結局、津島は再出馬を承諾した。そして10月15日、県選出の参議院議員で佐藤尚武・参議院議長の提案により、議長公邸で開催された在京の県政界長老たち、すなわち、佐藤尚武、工藤鉄男、苫米地義三、笹森順造、および夏堀源三郎ら自由党と民主党のいわゆる「五長老会談」の場で、知事は超党的であるべしとの声明が発表され、津島文治候補を支援することが決定された（拙稿「戦後青森県政治史序説－②（1949年～1952年）」『専修法学論集』第121号〔2014年7月〕、180頁）。

かくして津島文治は、自由党を離れて中立候補として出馬することになった。ただ、津島のとった行動、つまり、知事辞任後→不出馬→党のためやむなく立候補→中立と三転した経緯については、県民から強い批判を受けた。一方、社会党は、米内山義一郎を擁立、知事選は津島候補と米内山候補との一騎打ちになった。

政治学者の木村が指摘するように、今回の知事選挙は、見方を変えれば、津軽の津島に対する南部の米内山という構図になった。しかし、この選挙戦は政策らしい政策論争もなく、1ヵ

月間にわたる選挙運動が終了、県民からは「戦車と竹やりの戦い」とか「米内山ドンキホーテの玉砕戦」と揶揄され、選挙戦は終始盛り上がりや欠いた（木村良一『青森県知事選挙』〔北方新社、1998年〕、23頁）。

選挙結果は、津島が26万9,570票を獲得、米内山は10万4,211票に留まり、津島は16万票以上の差をつけて圧勝した。津島が圧倒的に勝利した背景は、自由党と民主党の保守勢力が一本化したからであった。また、津島候補が自由党を離党して中立の立場から無所属で立ったことも幸いした。なお、投票率の方は、前回の77.39%から14%減の63.04%という低率に留まった。ともあれ、津島は県民の大きな支持を背景に、再び県政を掌握することとなり、県民所得の増加、鉱産、および工業の振興を掲げて第二期県政を発足させることになった（同上）。

1950（昭和25）年12月、県議会の第12回定例会が開会され、再選された津島知事は開会冒頭に挨拶し、「120万県民に厳粛なる信託をうけ、本県知事として再び選ばれたことは光栄である。本県としては将来の恒久的振興対策を樹立すべく、まさに建設の段階に到達している」、と明言した（『青森県議会史 自昭和28年～至昭和37年』〔青森県議会、1960年〕、34頁）。

越えて1951（昭和26）年2月27日、県議会の第23回定例会が開会され、会期を3月18日までの20日間と決め、続いて津島知事から、1951（昭和26）年度県歳入歳出予算案が説明された。1951年度の県予算は、歳入歳出とも前年度を当初予算より5億7,507万円増加、41億3,099万円に上った。提案説明の中で、知事は次のように述べて、大きな物議をかもした。

「節約の要点は、給与費において教育の教員700名を増員したが、県職員についても将来新規の増員を必要とする事務の増加のあることも予想されるが本年度内に400名の減員を行い、

さらに機構の簡素化を行うことにした」（『東奥日報』1951年2月28日）。

津島知事は県予算の節約を今年度内400名に上る職員減員で断行し、これを公共事業費の国庫委託事業費の予算に組み入れ、土木関係では7億1,500万円の他、県単独事業費に1億,466万円計上したのである。知事は提案説明の中で、1950（昭和25）年8月の地方税制改正以来、県は極端な財政難に陥ったと述べ、県としては「事業縮小かしからずんば人員整理か」という二つの方法しかなく、結果的に後者をとって県政を運営していきたい、との方針を明らかにした（前掲書『東奥年鑑 昭和26年版』、69頁）。

だが、この人員整理案は、世論をいたく刺激し、マスコミなどでも大きく取り上げられ、異常な反響を呼んだ。とくに県職員組合は、緊急指令を発して整理絶対反対の氣勢をあげた。県職員組合は、「今回、知事の整理声明は政府の低賃金政策に対する追従政策であると非難、本部および支部で職場大会を開催するなど、県首脳部の意図を不当であるとして絶対反対である」、との決意を表明した（『陸奥新報』1951年3月3日。津島が知事時代に最も難儀したのが財政難と並んで労働攻勢であった。津島は労組との交渉で出来ないことを約束したり、その場の気色で事を運ぶことは決してなかった。ただし、約束したことは必ず実行したという）。

開会中の県議会においても、当然、質疑の大部分は人員整理の問題に集中し、ことに野党の民主党、社会党、および共産党から活発な質問が展開され、400名の大量の人員整理に関する影響をどのように考えるかなど、について質疑があった。野党議員の批判に対して、津島知事は「整理といっても、年々250名が自然退職するので実際の出血は200名程度である。これらの出血整理者は傍系団体や病院、教員などに振り向けたい。部課の統廃合は県政の上にプラスになるよう慎重に進めていきたい」、と答弁し

た（前掲書『青森県議会史 自昭和21年～至昭和27年』、471頁）。

続いて、6月30日に開催された県議会の第24回定例会においても、県側は「職員に対する退職手当の臨時措置に関する条例案」を提出、退職者の優遇措置を講じ、希望退職者の道を開いて400名の退職者の実現に備えた。その上で、津島知事は定例会の冒頭で県財政の窮迫を説明し、1952年度末までに7億円の赤字を背負うだろうと、述べた。

最終的に、野党の批判に対して、津島知事は現代の段階では、大量の整理が困難であるとの認識を披露したものの、結局、最初に見込まれた400名の整理の完全実施を強調し、年内にその目的を達した。しかもその後、1952年度内に地方事務所の廃止を断行すると共に、「第二次行政整理」も断行したのである（同上）。

なお、津島知事第二期目の大きな争点として、他に注目されるのが、知事の“再議”問題である。津島知事は、1954（昭和29）年度の予算編成で、国の緊縮財政方針に伴う国庫支出金の縮小を考え、一般会計予算総額を80億円未満に縮減する方針を示し、また、従来の1局9部34課を大幅に圧縮するとともに、地方の出先機関を統廃合、経費の削減を図ることにした。機構改革により県職員定員200名の行政整理を行い、昇給も一切停止することにしたのだ。

この方針に基づき、1954年度歳入・歳出予算とその他の議案が3月1日に招集された県議会の第37回定例会に提案された。だが、審議の過程で議会は与党、野党とも意見が分裂、また、議会外でも、利害関係者が猛烈な反対運動を展開、会期を三度延長して3月30日、修正動議が可決された。この時、津島知事から再議（拒否権）発動の通達書が議長の手元に提出された。ただ、審議は時間切れで、午前0時、会期は満了・流会となった。

再議については、有効なのか無効かという議論が生じたが、自治庁は知事の手続きを正当だと認め、修正動議は白紙となった。その後、津島知事は原案の一部を改め、その他は当初案通りで、4月21日に招集された臨時会に提案、野党が退場する中で、与党自由党の単独採決で押し切り可決した（『青森県議会史 自昭和28年～至昭和34年』〔青森県議会、1960年〕、199頁）。

ともあれ、津島知事は、独自の政治手法を駆使して無事に二期目の4年満期を務めあげた。そんな津島が“津軽の殿様”との尊称を得ようになったのは、県知事になってからのことである。政治家が殿様というのは、いささか誇張した言い方である。しかし、それは、津島自身の人柄が端正にして気品を感じさせたからであろう。さらに、短気で潔癖だったから、いつしかそれが通り相場になっていた、といわれる（鎌田、前掲書『津軽・斜陽の家』、50頁）。

元県教職員組合・執行委員長で、津島知事と団体交渉で何度もやり合った秋元良治は、知事時代の県秘書課の雰囲気を次のように伝えて興味深い。「秘書課に入ったとたんに津島知事が在室なのか否かが直ちに察知できたのは次のようなことからなのだ。つまり、気難しくてわがまま、ワンマンにして短気、ジョッパリな上に機嫌ジョウゴという、いわば私が幼少のころ、弘前生まれの祖母から聞かされた津軽の“むがしこ”に登場してくる殿様たちの気性を一身にあつめたとでもいうべきか、“殿様知事”といわれていた津島文治だ」。

「津島知事が上京中などで不在のときは、秘書課の部屋は、のんびりした雰囲気をただよわせている。課長は、県政担当記者と茶を飲みながら世間話に花を咲かせたり、仕事をしている職員たちの間からは、ときおり笑い声もでたりする」。

「ところが、殿様知事が在室の場合は、前記

とは様相が全く逆になり、静かさをただよわせた重苦しい雰囲気につつまれているのだ。笑い声どころか、仕事のことで職員たちの話合も小声となり、ものすごく緊張した表情をしながら執務をしている」。

「だから、外来者の私にしてみれば、秘書課のドアをあけて部屋のなかに入り、どちらの雰囲気になっているかで、津島知事が在室か否かが、いとも簡単に察知できるというわけなのだ」(秋元、前掲書『知事交渉十五年－対立の旋律』、68～69頁)。

(3) 知事三期目

津島文治知事の第二期目の任期は、1954年10月でもって終了した。だが、津島の方は、県があらゆる面から見て自身の責任で解決すべき多くの懸案事項を抱えている、と考えていた。そこで当然、三期目の出馬を覚悟していた、といわれる(前掲書『青森県議会史 自昭和28年～至昭和34年』、36頁)。

知事選挙は10月11日に告示、11月5日に投票が行なわれた。今回の選挙では、津島は最初から中立の立場をとっていたので、自由党は候補者として元青森市長の千葉伝蔵を擁立して対抗、その他に農協を主力とした山内亨、社会党公認の米内山義一郎、養成会の間山信一が出馬した。

11月5日の知事選の結果は、津島候補が16万1,445票を、山内候補が9万4,893票を獲得、津島は山内を約6万6千票の大差をつけて知事に当選、三度目の栄冠を勝ち得た。今回の選挙ではかつて政敵であった、小笠原八十美・前衆議院議員が全面的に支援したことが特筆される。これで、従来いわれてきた“津軽”と“南部”の政治的なわだかまりが払しょくされる一因となったし、また、山崎岩男・衆議院議員が自由党支部長を辞任してまで応援したことも、津島陣営にとって幸いした(同上)。

三選を果たした津島は、青森市大町の選挙事務所において、万歳の嵐の中、次のように抱負を語った。「県民の皆様のご支援を得て当選した以上はいろいろな公約を速やかに実行していきたいと願っている。三期当選したため緊張を欠いたりマンネリズムに陥ることなく緊張して清新な気持ちで創意工夫をこらして県民の皆様のご期待に添えたい。責任の重大さを痛感し、いっそうの努力を傾注する」(『東奥日報』1954年11月6日)。

陸奥新報紙は、選挙前の予想では津島が不利であると見られていたのが、大量得票を獲得した理由を次のように分析している。「①津島三選の阻止のさけびがあまりに強く他候補によって叫ばれた他に自治庁の見解等が大きく扱われたことが逆にインテリ津島への支持を大きくしたことが挙げられる。②津島氏があくまでも“県民との約束”を理由に自由党入党を拒否して無所属で出馬したことが浮動していたインテリ層の票を集める結果となった。③津島氏には釈然としないが、それかと言って津島以外に信頼出来る人間がないという人物本位の票が集まったことも大きな原因として挙げ得る。④そして以上の諸要素が“現職”の強みによって固く裏打ちされていたと見て間違いないだろう。要するに、津島打倒の声に同情票が集まり、南部でも小笠原の支援で憂いを一蹴、その結果、現職の強みを十分に発揮して当選したのだ、といえよう(『陸奥新報』1954年11月7日)。

今回の知事選挙は、保守系が乱立する中で、候補者の調整に困難を極めた。だが、津島は三選によって県政政争の芽をある程度摘みとることができると、今後、安定した県政の運営が期待された(木村良一『青森県知事選挙』〔北方新社、1998年〕、29～30頁)。

しかし、その期待とは裏腹に、津島知事は1956(昭和31)年6月、三期目の途中で再び知

事を辞任することになる。そのため、この年の県政界最大の話題は、何よりも知事の動向に注目が集まった。津島知事は6月29日、大島勇太郎・県議会議長に「一身上の都合により、退職したい」旨の辞表を提出、議会は7月1日臨時会を開催してこれを承認した。

津島知事は1947（昭和22）年4月、初代民選知事に当選以来、全国でも数少ない三選知事として、9年2ヵ月にわたって首長の座に君臨してきた。辞職の理由について、知事は公式には「北部上北の開墾、八戸市への工場誘致など公約の実現をみたので辞める」と説明した。だが真相は、県議会の与党ともいべき自民党が、旧民主党と旧自由党とに内部で対立するなど、多数派を制止できなくなった点が大さい（『東奥年鑑、昭和31年版』〔東奥日報社、1956年〕、40頁）。

ここで、津島知事が辞任に至った経緯をやや詳しく述べておこう。この年の県議会の第30回臨時会は5月24日に招集され、会期は24日から26日の3日間と決まった。主たる議案は、軽油取引税創設による追加更生予算で、この議案に関しては問題がなかったものの、重ねて「中間給条例」について議員の発議があり（中間給条例については後述）、会期を1日延長して自民党、社会党、県政クラブ三党による“発議ゴッコ”の形となり、結局、自民党が発議した「警察職員の昭和30年度における昇格昇給に関する特別条例案」を議決して、他の議案は否決された。このような事態に対して、津島知事は予算、条例など一連の提案に対する修正議決について決意を固め、5月29日、大島議長に辞表を提出した。6月1日、第31回臨時会を開催して、「知事の法定期間日前退職」について同意が与えられ、9年2ヵ月にわたる津島県政に終止符が打たれることになった（前掲書『青森県議会史 自昭和28年～至昭和35年』、353頁）。

三選を果たして出発した津島知事は、わずか

1年半で辞任するという予期せぬ展開となった。知事は県財政の悪化を理由として、県職員の定期昇給を二分の一に押さえる、「中間給与」を打ち出したものの、しかし、県警察本部長などの猛烈な反対を受け、また県議会の与党である自民党議員にも反対された。そこで知事は、歳入増を図るため県税の増税と中間給与制度の条例化を決意し議会に諮った。だが、与党議員は増税が無理であるとしてこれを修正、また中間給与条例も社会党が強く反対した。こうした状況の中で、与党自民党は、旧民主党系と旧自由党系とに別れて知事を揺さぶり続け、そのため議会は紛糾を重ねた。臨時会で原案を修正された津島は、知事の座に魅力を失い、嫌気をさして辞任を表明したわけである（木村、前掲書『青森県知事選挙』、31～32頁）。

東奥日報紙は、社説「知事辞任と県議会および警察当局の態度」の中で、次のように関係者たちの対応を批判した。「選挙民の声もきかぬのに卒然としてみずから退陣のみちについたのは、……そうした明るい表だったことよりも、ゆきづまりを感じて暗い心境におちいつてきているところへ、4月臨時県議会における中間給条例の修正議決となったことが、なによりも大きな契機となり、それによって辞任のみちをえらんだにほかあるまい。4月臨時会で修正議決がおこなわれなければ、おそらくこのたびの辞任ということにはいたらなかったであろう」と述べ、だから、「そうしたところからいって、知事が辞任することになったという結果を現象的にみれば、端的にいつて中間給与条例の修正を議決した議会側と、議会をしてそうさせた警察当局が、知事をして辞任を決意させるにいたったといつてよかろう」、と総括している（『東奥日報』1956年5月30日）。

知事に在任すること三期、満9年と2ヵ月、津島知事の退任を承認した6月1日、県議会は

県政クラブ・秋元岩五郎議員、社会党・佐藤義雄議員、そして自民党・高谷金五郎議員を代表として壇上に送り、決別の辞を述べた。終始一貫して、津島県政に対して反対の立場をとってきた社会党の佐藤議員は、次のような感謝の言葉を添えて、津島知事の功績を称えた。

「今、お別れに際し津島さんの功績を大きく称えたい。知事選挙の公約は後進性の脱却であったが、その効果は今実を結びつつある。また各県とも非常に問題になっている赤字解消については他の県は法（地方財政再建促進特別措置法）による再建整備を考えている場合に、津島さんは民主主義の基盤である地方自治体の権限を縮小することなく、自主再建の方途をとり、国が考えている法の整備という圧迫から断固対決したその姿、私ども社会党は津島さんに大きく敬意を払う」（前掲書『青森県議会史、自昭和27年～至昭和38年』、40頁。当時、財政赤字に苦しむ東北六県の中で、青森県を除いた他の5県が「地方財政再建促進特別措置法」の適用を受けていた）。

4. 衆議院および参議院議員時代

(1) 衆議院議員時代

知事の座を去った津島文治は、約2年間の休養時期を経て、1958（昭和33）年5月22日に実施された衆議院議員・総選挙に、青森一区から無所属で出馬・当選した。1956（昭和31）年に、それまで三期9年余り務めていた知事を任期途中で辞職して以来、文治は政治の表舞台にこそ出なかったものの、しかし、心ひそかに衆議院議員の座を狙っていた、といわれる（秋山・福島、前掲書『津島家の人びと』、211頁）。

確かに、知事時代の津島は、清廉潔白で、物事を論理的に理詰めで処理し、県民生活の向上に積極に全身を傾けて取り込み、権謀術策な姿勢はあまり見られなかった。しかしながら、後

述するように、衆議院および参議院議員時代の津島の行動を見ると、ややもすれば、時の状況におぼれ、“しかも遠慮深謀型”の選挙上手な「政治家」の姿勢が強く感じられなくもない。

1958（昭和33）年5月の第18回総選挙には、津島は地元であるはずの津軽の第二区からでなく、南部の第一区から出馬、4万2,648票を獲得して最下位で当選、次点の森田重次郎は3万7,642票獲得、5,006票の差をつけて衆議院議員の座を手にした。地元の東奥日報は、津島の選挙戦を振り返って、次のように報じている。「T—津島も危なかった。M—背信の陣だった。A—“津軽の殿様”でいれば問題なかったのに、第一区では知事三期の実績で辛くも面目を保った。M—ともかく津島は死にもの狂いであった。こんな苦しい選挙はなかったといっていた。K—津島はおぼれるものワラをもつかむという傾向があった。大畑町ではメシア教まで手にいれたという話だ。T—津島はなんといっても県庁の幹部をにぎっていたことは強みだ。M—山崎知事が庁員を使ったといわれるが、これもどうもね」（『総選挙を顧みて 本社記者座談会』『東奥日報』1958年5月23日〔夕〕）。

当選した津島は、第一区から出馬した理由と今後の抱負を次のように語っている。「あえて一区から出馬したのは陸奥湾をはじめ、青森、八戸の商、工、漁港の発展、地元資源の開発、酪農地帯の拡充など二区にくらべて多くの未開発の問題が山積しているので、これらの諸問題と取り組んでみたいと思ったからである。特にテンサイ糖工場の誘致と陸奥湾の科学的解明を基礎に県民所得を増すことに全力を尽くす考えである」（同上）。

今回の総選挙を前にして、自民党系の各候補者は互いに公認をめぐって争い、とりわけ第二区の選挙基盤を捨てて一区に転身した元知事・津島文治と県議会副議長・白鳥大八との争いは

最後まで決着がつかず、自民党は一区で4名の定員のうち3名しか公認せず、結局、三星実と並んで津島と白鳥は無所属で選挙に挑んだ（『東奥年鑑、昭和33年版』〔東奥日報社、1958年〕、45頁）。

津島が第一区に回った理由は、地盤の第二区から友人の三和精一が立候補すること、やがて娘婿の田沢吉郎も衆議院に出る考えを持っていたからに他ならない。それに加えて、津島は立候補の際に、出馬するようでないような、どっちつかずの“人心惑乱術”戦術を展開していると見られて有権者の批判を受けた。津島の第一区出馬を不快に思ったのは、主に三浦を頂点とする旧民主系の議員たちであった（秋山・福島、前掲書『津島家の人びと』、211～212頁）。

この辺の事情を政治学者の木村良一は、次のように解説している。「しかし、津島は、一区からの立候補を知事辞任した早い時期に決めていたとの見方もあった。それは、第四回知事選で、自民党平野善次郎の公認候補を応援しないで、無所属の山崎岩男を支援したことからも読みとれた。一区から出馬すると、（友人）三和への義理も立つし、しかも（一区の）山崎の地盤と故小笠原の地盤に新しく乗っていけるからであった。山崎の地盤の継承と小笠原地盤の開拓、これによって一区の津島地盤が強固なものになる。この読みがいかにか的を得たものであったかは、文治亡き後の（弟の娘婿）津島雄二議員の地盤継承で実証されている」（木村良一『検証 戦後青森県衆議院選挙』〔北方新社、1989年〕、106頁）。

要するに、津島当選の要因は、総選挙に先立って行われた“金木町長選挙問題（実弟・英治町長の当選取消し・撤回事件）”に災いされて危なかったものの、しかし、知事三期という高い知名度、山崎現職知事の応援、並びに東青および下北郡での大量得票にあった。これで第二区の政治家・津島は第一区の有権者たちにも認

知された形になった、といえる（同上、112頁）。

1960（昭和35）年10月24日、岸信介内閣の跡を継いだ池田勇人首相は衆議院を解散、11月20日に総選挙が実施された。津島は再び第一区から出馬、自民党県連は、今回、現職の三浦一雄、夏堀源三郎、および津島をしんなりと公認候補者に決定した。選挙の結果、津島は5万686票を獲得、第四位で辛うじて当選した。津島の地盤は元来津軽地方が中心で、前回はいわば“落下傘候補”であったものの、今回は、元知事の知名度を生かし、また「金木事件」のような不安材料もなかった。だが、社会党・淡谷悠蔵のトップ当選と次点・森田重次郎（5万578票）の追い上げ（108票差）があった。にもかかわらず、津島は池田派の強力な支援と、持ち前の選挙上手でなんとか当選した（『青森県議会史 自昭和39年～至昭和47年』〔青森県議会、1978年〕、8頁）。

だが、第二区で問題が生じた。自民党県連は三和精一、竹内俊吉の現職を公認した。しかし、前回次点の楠美省吾と前・県会議長の田沢吉郎との間で公認をめぐる紛争が生じ、県連は調整の結果、楠美を公認にした。おさまらないのは田沢である。田沢はこの総選挙に向けて前年の県議会選出馬を見送り、早くから出馬の準備を進めてきたからである。既述のように、田沢の妻陽は津島文治の長女であり、津島にとって田沢は娘婿であった。津軽地方の津島の地盤（票）と田沢の前・県会議長の地盤（票）をもってすれば十分に当選が可能であると見られていた（同上、7頁）。

ここで津島は、娘婿田沢吉郎の窮地を見て手を差し伸べたのである。すなわち、「当時池田（首相）の直系といわれた津島が、（自民党）本部に圧力をかけ、田沢の準公認を勝ち取ったのである。本部レベルでの準公認となった田沢を、県連でもやむなく追認すること」、になったの

はいうまでもない（木村、前掲書『検証 戦後青森県衆議院総選挙』、121頁）。

こうして田沢吉郎は42歳という若さと“ケネディブーム”にあやかって台風の目となり、5万3,909票と最高得点で当選した。その結果は、まさに「津島の娘婿」前県会議長と池田首相直系のバックという要素が見事にミックスして有利に展開した結果に尽きる（『東奥年鑑 昭和36年版』〔東奥日報社、1961年〕、46頁）。

津島は、自分の権力的地位を盾に、権謀術策を展開して、娘婿の衆議院議員当選を手助けしたのである。津島は県政界のボスとして、山崎岩男知事に強い影響力をもったばかりでない。青森県の第一区および第二区の議席を義理の親子でもって手にしたのである。

それでは当時、津島は肝心の国会において何をしていたのか。岸内閣の下で安保騒動の渦中で、国会は乱闘騒ぎであった。実際、社会党の淡谷悠蔵などが衆院議長席を占拠、自民党の議員が大挙して押し寄せたが、津島はその最後に陣取り、わっしょいわっしょいと尻を押していた、という（淡谷悠蔵「津島文治と太宰治」、前掲書『清廉一徹』、205頁）。

また、衆議院で警察官職務執行法の審議が大詰めに来た時、強行採決は必死という場面で、議長室や議場入り口で議員同士の衝突が始まった。秘書の岩田正は「津島先生は第一線にいて危ないから、早く連れ戻した方が良い」と仲間の秘書から教えられ、さがしたところ、「やっ」と先生をみつけた。議事堂の廊下の窓枠の辺りは、石積のせいにか少し広い。そこにちょこんと腰をかけていた。廊下一杯に押し合い、へし合っているのは先生だけだった」と、証言している（岩田正「津島ベースで人気・外務次官」、前掲書『清廉一徹』、252頁）。

1963（昭和38）年11月21日に実施された第

30回衆議院・総選挙には、津島文治は第一区から自民党公認で出馬、4万8,910票を獲得したものの、しかし、社会党の淡谷悠蔵に2,319票の差をつけられて次点に甘んじ、初めて選挙で敗退するという恥辱を味わう。その原因は、国立工業専門学校の青森市への誘致失敗で県南地区から感情的な反発を買ったこと、また衆院選直前に、津島知事時代の副知事・千葉元江と人事課長・飛内正六が青森市長選に出馬、両者は同じ津島系だったため津島派が分裂、前青森市長・横山実との間で感情的なしこりが生じたこと、津島落選の要因は選挙で青森市と東津軽郡の票が伸び悩んだ、ことである（『東奥年鑑 昭和30年版』〔東奥日報社、1964年〕、52頁、秋山・福島、前掲書『津軽家の人びと』、213～214頁）。

ただ、今回の総選挙については、津島自身、前年1962（昭和37）年12月中旬に、岩田秘書に次のように漏らして選挙への不安を語っている。いわく「次の選挙は落選です。私はこれまで何回も選挙をやってきたが、こんな不安に襲われたのは始めてだ」と（岩田正、前掲書「津島ベースで人気・外務次官」、255頁）。実際、津島の予感当たり、22日の午前1時半すぎ、青森市の全開票所の速報がはいると、選挙参謀の三戸千代治が“負けた”とソロバンを置いた。そして誰かが“青森市が敗因”と叫んだ。それを聞いた津島は、がっくりと腰を下ろし、「初めての敗戦をジックリとかみしめて、再出発をしたい」、と敗戦の弁を言葉少なく語った（『東奥日報』1963年11月23日）。津島文治は生涯で初めて、しかも唯一の落選を経験した。なお、ここで留意すべきは、津島は衆議院議員時代、外務政務次官（1960年）と農林政務次官（1962年）に就任していた。しかしながら、地元有権者たちの陳情を十分に聞き、より積極的に関係省庁に根回しをしてあげたという話はあまり聞かない（秋山・福島、前掲書『津軽家の人びと』、213頁）。あ

るいはそれも、響いたのかもしれない。その後、津島は参議院に鞍替えする。

（2）参議院議員時代

津島文治はかつて、「参議院というところはしー、齢をとって孫のお守りをするようになってから行くところでね」とポツリと漏らしたことがある。いって見れば、津島は政治家の終着駅が、参議院議員になるのだという意味で、意見を述べたのであろう（秋山、前掲書『知事交渉十五年』、130頁）。その参議院議員選に、津島は1965年7月4日、青森地方区から出馬・当選した。時に、津島は67歳に達していた。いわば老境の時期に入りつつあった。

佐藤尚武・参議院議員は、1965（昭和40年）6月1日、任期満了と同時に引退表明した。その後釜を狙って、自民党から公認申請者が10名もでた。当然、元衆議院議員の津島文治も立候補した。結局、全県的に知名度があり推薦支部も多かった津島が公認と決定され、他の申請者は辞退した（木村良一『青森県参議院選挙』〔北方新社、1989年〕、34頁）。当初、自民党県連は前知事の山崎岩男を公認し、挙党体制が整っていた。ところが、1964（昭和39）年11月、山崎が風邪をこじらせて急死、亡父の意思を継ぐとして息子の医師・山崎竜男が無所属で立候補した。（『東奥年鑑 昭和40年版』〔東奥日報社、1965年〕

選挙の結果は、津島が18万3,439票獲得、13万6,652票を獲得した山崎を約5万票離して当選、津島はその勢いをかって、1971（昭和46）年には26万633票という圧倒的票を得て再選された。津島文治は、73歳の高齢に達していた。

参院議員時代の津島の政治活動を見ると、1965年、参議院議員に当選した議員を集めて「初心会」と名乗る同期会を結成して、その会長となり30名の同期議員たちと政策、予算、および人事面で政策集団として活動している。

また、1972年5月の自民党総裁選の時には、大平正芳を中心とした宏池会—参議院では「火曜会」と称したグループの一員として、大平政権実現のために尽力、参議院政策懇談会を立ち上げ、津島はその会長に就任した（藤田正明「真摯の政治家」、前掲書『清廉一徹』、64～65頁）。

しかし、その1年後の1973（昭和48）年5月6日、津島文治は死去する。死因は老衰に肺炎、栄養失調ともいわれた。享年75歳、ここに、長年にわたった津島家の家長、そして政治家・津島文治の時代は終わりを告げたのである（鎌田、前掲書『津軽・斜陽の家』、15頁）。

津島文治は晩年になってから、参院地方区から文治自身、衆院二区から田沢、そして衆院一区から雄二という具合に、赤じゅうたんを娘婿と弟の婿を引き連れて歩くことを願い、大きな夢を膨らましていたという。実際、文治が死去した後、津島雄二は衆議院議員に当選している。2014年現在、青森県の衆議院議員は全て世襲議員で占められており、津島家としてその例外でなく、津島淳が2012年の総選挙で青森一区から再出馬し7万3,237票を獲得して当選、自民党所属の衆議院議員一期目を務めている。淳の父は元・自民党衆議院議員の津島雄二で、母方の祖父は作家の太宰治である。また、元・民主党衆議院議員の津島恭一は従兄弟に当たる。国会議員の「世襲制」が、今日国民の厳しい批判の対象になっているだけに、“政治関係者”たちの意識向上が望まれる。

5. おわりに

—「政治家」津島文治の評価

東奥日報紙は、1973（昭和48）年5月8日に社説で「津島文治氏の死を悼む」と題する、“政治家”津島の死と業績をたたえる記事を掲載した。

「県政界の長老、津島文治氏が死去された。生来、決して頑強ではなかったが、健康には細心の注意を払う人だけに、まことに意外であり、心からその死を悼むものである。津島氏は周知のように戦前から輝かしい政治歴を持っており、ことに戦後初の民選知事として県民に親しまれた。知友は“文学青年”としての津島氏の側面を語るけれども、生まれつきの政治家とってよいほど、政治好きの印象を与えた。その意味では参院議員という現役のまま死所を得たことはせめてもの慰みといえるかもしれない。……」（『東奥日報』1973年5月8日）。

上記の記事は、筆者にはやや皮肉な弔文記事に思えてならない。津島文治は、金木町の町長選に当選して以来、終始一貫して政治家としての道を歩み続けた。事実、津島は金木町選挙、県議会選挙、衆議院選挙、知事選挙、再度にわたる衆議院選挙、そして参議院選挙という具合に、その生涯を通じて13回に及ぶ選挙に出馬している。けれども、1963年の衆院選の時を除いてすべての選挙で勝利してきた、いわば“選挙のプロ”であった。

津島文治は、根っからの選挙好きで、しかも、普段はひ弱な感じがしたけれども、町長、県議会議員、知事、衆議院議員、および参議院議員と各種の選挙に出馬するごとに別人のように元気になり、まるで津島にとっての健康方法は選挙であった、かのように思える（松岡孝一「初代民選知事誕生の日」、前掲書『清廉一徹』、133頁）。

多くの関係者が指摘するように、津島文治は大の選挙好きであり、政治家として恐らく血が騒ぐのであろうか、こと選挙の話になると目の色が輝きを増した、という。つまり、津島は“選挙ほど国民大衆に与える娯楽はない”と言い切っているほどで、自身も選挙は飯より好き

だった。何故なら、選挙の結果しだいによって「県政界地図の色彩も変わる」からである（福島常作『文治先生行状記』〔北の街社、1978年〕、71、83頁。同書には、県知事時代の津島の人となりが描かれていて興味深い。津軽地方の選挙は一種のお祭的色彩が濃厚である。選挙の時は飲めや歌いの騒ぎで迎え、有権者は仕事をそっちのけで、選挙運動に没頭する者も少なくない。もちろん、その場合、金銭も飛び交う。先般、平川市の市長選〔2014年1月〕で、市議20名中15名が収賄容疑で逮捕された事件は、津軽の“金権選挙”の一端を示している）。

津島は選挙の時には、自ら各地の得票にいちいち目を通すだけでない。前何回分かの選挙得票の新聞切り抜き記事を後世大事に持参して、今回の得票と詳細に比較・検討した。その上で、票の伸び縮みの方向に探りをいれ、非喜交々の表情を繰り返した（同上、87～88頁）。

津島は鍛え上げた“政治家”であっただけに、政治の裏話は得意中の得意で、また選挙予想も極めて正確であった。津島知事時代に秘書を務めた福島常作は、次のように津島の政治家としての力量を評価している。

「先生は深慮遠謀の人である。いやしくも容易に心中を明かさぬので、全く心のつかみ難い人だと言われた。人であれ、物であれ、常に一定の距離からじっとひややかに見る。そういった人であった。自分の施策に対しても、常に客観的に他人の目で見ることのできる人であった。先生の支持者は多い。それはこれまでの選挙（の勝利）が如実に物語っている」（同上、125頁）。

最後に、一言付言しておくならば、津島文治が政治家として最大に偉いところは、結局、政治によって財をなすということには無頓着であって、知事時代から金銭に関する公私の区別はことのほかに厳しく、生涯「井戸堀政治家」としての姿勢を貫いた点であろう。